

随時監査及び財政援助団体等監査 結果報告

令和4年11月

多治見市監査委員

多 治 見 市 長 古 川 雅 典 様
多 治 見 市 議 会 議 長 石 田 浩 司 様

多治見市監査委員 尾 関 恵 一

同 寺 島 芳 枝

監査等結果報告について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 5 項の規定による随時監査及び同条第 7 項の規定による財政援助団体等監査を次のとおり執行したので、同条第 9 項の規定により、その結果を報告します。

記

- 1 監査基準 多治見市監査基準に準拠
- 2 監査の種類 随時監査及び財政援助団体等監査
- 3 監査の期日 令和 4 年 11 月 16 日
- 4 監査の対象 指定管理者 公益財団法人多治見市文化振興事業団
施 設 多治見市養正公民館、多治見市市之倉公民館
所 管 部 署 環境文化部文化スポーツ課、企画部企画防災課

5 監査の実施内容

以下に掲げる関係書類に基づき、事前に関係書類の有無や内容の確認を行い、監査執行当日は関係職員より説明を聴取し、次の着眼点を以って監査を執行した。

① 着眼点

【公益財団法人多治見市文化振興事業団】

- (1) 施設は関係法令（条例を含む）の定めるところにより適切に管理されているか。
- (2) 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- (3) 利用促進のための努力はなされているか。
- (4) 経費節減は図られているか。

【環境文化部文化スポーツ課・企画部企画防災課】

- (1) 公の施設の管理を行わせる団体の指定は、法、条例等に根拠をおいているか。
- (2) 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。
- (3) 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。

- (4) 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。
- (5) 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか。
- (6) 事業報告書の点検は適切になされているか。
- (7) 指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。
- (8) 利用状況に注意を払い、利用の奨励に努めているか。

② 関係書類

【公益財団法人多治見市文化振興事業団】

- (1) 令和3年度養正公民館職員配置図
- (2) 養正公民館人件費内訳表(令和3年度)
- (3) 養正公民館出勤状況整理表(令和3年度)
- (4) 養正公民館実施事業一覧表(令和3年度)
- (5) 養正公民館指定管理料支出内訳表(令和4年度)
- (6) 令和3年度市之倉公民館職員配置図
- (7) 市之倉公民館人件費内訳表(令和3年度)
- (8) 市之倉公民館出勤状況整理表(令和3年度)
- (9) 市之倉公民館実施事業一覧表(令和3年度)
- (10) 市之倉公民館指定管理料支出内訳表(令和4年度)

【環境文化部文化スポーツ課】

- (1) 管理に関する協定書及び仕様書(養正公民館)
- (2) 管理に関する協定書及び仕様書(市之倉公民館)
- (3) 令和3年度事業計画書(養正公民館)
- (4) 令和3年度事業計画書(市之倉公民館)
- (5) 令和3年度業務報告書(養正公民館)
- (6) 令和3年度業務報告書(市之倉公民館)
- (7) 指定管理料の積算資料

【企画部企画防災課】

- (1) 人件費の積算方法と金額について記載した資料

6 監査の結果

指定管理に関する経費の算定及び手続きは概ね適正であり、多治見市養正公民館及び多治見市市之倉公民館は適正に管理運営されていると認めた。

7 主な個別指摘事項等

多治見市では地域力が低下してきているが、今後それを阻止するためには公民館活動が重要となってくる。行政の最前線として、公民館が更に地域に入り込み活動をしていただきたい。また、それぞれの公民館で良い事業を行っているため、地域の特性等もあると思うが、良い事業については他の公民館でも実施できるように情報共有し事業に反映し、効果が薄いと思われる事業については廃止するなど、自主事業についても内容の検討をしていただきたい。

指定管理料については、将来、市の財政の負担とならないように、指定管理施設の廃止・統廃合や指定管理料の積算方法の見直し等、問題意識を持ちあり方を検討していただきたい。また、10年先、20年先を見据えて指定管理制度全般についても研究・見直しを行っていただきたい。

なお、その他軽易な事項についてはその都度口頭で指摘したが、意見書に記すべき指摘事項はなかった。